

指定管理者の指定について

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例（平成二十九年岐阜県条例第三十号）第十条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 各務原市下切町五丁目一番地
公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
- 二 指定の期間 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで